

定 款

一般社団法人中津青色申告会

第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人中津青色申告会(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大分県中津市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者団体として、個人事業者に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を含めた事業を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立並びに事業経営の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 申告納税制度及び青色申告制度の普及推進
 - 二 記帳・決算指導及び相談・助言
 - 三 税知識の普及推進及び相談・助言
 - 四 相談所設置による記帳及び申告の指導・相談・助言
 - 五 各種刊行物の頒布
 - 六 友誼団体との連携及び協調
 - 七 講習会、講演会、説明会等の開催
 - 八 会員の福利厚生及び親睦
 - 九 記帳業務の支援
 - 十 その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に掲げる事業は、大分県において行うものとする。

第 3 章 会員

(会員の構成員)

第5条 本会の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

- 一 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- 二 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した正会員以外の個人、法人及びその他団体

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の手続きにより、申し込みをしなければならない。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。

(入会金及び会費)

第8条 会員は本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき、入会金及び会費(以下、「会費等」という。)を納入する義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は所定の退会手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他規則に違反したとき
- 二 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 当該会員が死亡又は解散したとき
- 二 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 三 総正会員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、会員が資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任及び解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- 四 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 理事会において付議した事項
- 八 総会で決議するものとして、法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、法人法上の定時社員総会として、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に定時総会を開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 総会を招集するときは、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - 一 総会の日時及び場所
 - 二 総会の目的である事項(当該事項が役員等の選任・報酬等、事業全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要(確定していない場合はその旨)を含む。)
 - 三 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、法人法第41条に定める議決権の行使について参考となるべき事項を掲載した書類(以下、「総会参考書類」という。)に記載すべき事項及び議決権行使の期限
 - 四 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項
- 4 会長は、総会の2週間前までに、正会員に対して前項各号に掲げる事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。
- 5 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。
 - 一 総会参考書類
 - 二 議決権行使書

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席できない正会員は、第16条第5項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その正会員は出席したものとみなし、また、当該議決権の数を次条の議決権の数に算入する。

(決議)

第20条 総会は総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席があつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に次の役員を置く。

一 理事 10名以上25名以内

うち 会長 1名

副会長 6名以内

専務理事 1名 (ただし、必要と認めるとき置く)

二 監事 2名以内

2 前項第1号の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1号第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって原則として正会員の中からこれを選任する。ただし、会長の推薦があるときは、正会員以外のもの(法人又はその他の団体である場合は、その代表者又は役員)から、総会において選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を担当する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員 の 責任)

第29条 役員はその任務を怠ったときは、本会に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第6章 名誉会長、顧問、相談役

(名誉会長、顧問及び相談役)

第30条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- 四 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長及び専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(付議事項)

第36条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に提出すべき議案
- 二 総会において理事会に委任された事項
- 三 その他会務の運営に対して会長が必要と認めた事項

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会等

(委員会)

第38条 第4条(事業)に定める本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員は、理事会の推薦により会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は、無報酬とする。

(支部)

第39条 第4条(事業)に定める事業の円滑な運営を図るため、必要な地に支部を置くことができる。

- 2 支部長は、支部の推薦により会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

第40条 第4条(事業)に定める事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会長は、部会の推薦により会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(規則の制定)

第41条 委員会、支部、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第42条 別表の財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、本会の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第一号及び第二号の種類についてはその内容を報告し、第三号から第六号までの書類については承認を得なければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(暫定予算)

第46条 やむを得ない理由により、事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出を行うことができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 やむを得ない理由により、事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長はその理由及び成立見込時期を直ちに理事会に報告し、その後、遅滞なく総会の承認を得るものとする。

(剰余金の分配)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第48条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、収支予算書に明記し、理事会の承認を経なければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本会は、総会の決議その他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局)

第53条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、事務局長は理事会が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 職員は、原則として有給とする。

(帳簿及び書類等の備付け)

第54条 主たる事務所には、第45条に定める書類のほか、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

一 定款

二 会員名簿

三 会員の異動に関する書類

四 理事、監事、名誉会長、顧問、相談役及び職員の名簿

- 五 許認可等及び登記に関する書類
- 六 総会及び理事会の議事録
- 七 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 八 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- 九 その他必要な帳簿及び書類等

第 13 章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長(代表理事)は、次のとおりとする。
渡邊 昭
- 3 本会の最初の副会長(業務執行理事)は、次のとおりとする。
吉川 進明
今池 敏郎
橋本 泰寛
中村 哲祥
- 4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表

基本財産(第 42 条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	大分みらい信用金庫 中津中央支店 500万円